

	新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針を延長
と き	3月29日（月）決定
と ころ	練馬区役所（豊玉北6-12-1）
<p>東京都は、3月22日から3月31日までを期間とする、都内飲食店等に対する営業時間の短縮等の要請を、4月21日まで延長することを、3月24日に発表した。</p> <p>現在、新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針は、3月31日までとしているが、都の発表を踏まえ、これまでの対応を4月21日まで延長する。4月22日以降の対応は、感染状況や医療提供体制等を踏まえ、別途決定する。</p>	

【新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針】（令和3年3月29日付け）

別添のとおり

【基本的な考え方】

- (1) 区民の皆様に、日中を含めた不要不急の外出は控え、特に午後9時以降は徹底すること等をお願いする。
- (2) 区内の飲食店等に、段階的緩和期間における営業時間の短縮等をお願いする。

【区立施設の対応】

通常、午後9時以降も開館している施設については、開館時間を午後9時までに短縮する。
利用定員を設けている施設の収容人数は、定員の100%とする。ただし、大声での歓声・声援等が想定される利用は、定員の50%とする。
利用定員を設けていない施設は、上限を10,000人とする。

【問い合わせ】

練馬区 危機管理課 安全安心係

電話03-5984-1027